

## 阿南農林第958号

### 阿南市しいたけ燃油高騰対策支援金支給要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、世界情勢を背景に燃油価格が高騰・高止まりする中、経営費に占める燃油費の割合が高いしいたけ生産事業者等の経営への影響が危惧される状況に鑑み、しいたけ生産事業者等が購入するA重油及び灯油の費用に対する緊急的な支援を行うことにより、しいたけ生産事業者等の経営の安定を図り、もって持続可能なしいたけ生産活動を推進することを目的として、徳島県が実施するしいたけ燃油高騰対策支援事業（以下「県対策事業」という。）を補完する形で阿南市しいたけ燃油高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で支給することについて、阿南市補助金等交付規則（平成30年阿南市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料平均価格 施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（4農産第3092号農林水産事務次官依命通知）第4第1項第1号に規定する施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット事業」という。）における月ごとのA重油及び灯油の全国平均価格をいう。
- (2) 基準価格 セーフティネット事業における発動基準価格であり、過去7年間のA重油及び灯油の全国平均価格のうち、最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格をいう。

#### (支援対象者等)

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、県対策事業の支援対象者であって、次に掲げる

要件の全てを満たすものとする。

(1) 令和6年1月1日において、以降引き続き阿南市内（以下「市内」という。）に事務所を設置し、しいたけの生産若しくはしいたけの菌床製造を行う森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する民間事業者（以下「市内取組事業者」という。）又は令和6年1月1日において、以降引き続き市内に住所を有し、しいたけの生産若しくはしいたけの菌床製造を行う個人（以下「市内取組実施者」という。）であって、県対策事業による補助金の交付確定を受けていること。

(2) 支援金の支給申請時において、市税を滞納していないこと。

2 支援の対象となる燃油（以下「支援対象燃油」という。）は、きのこ菌の培地の殺菌、きのこ菌の培養及び発生工程の加温に供するため、市内取組事業者又は市内取組実施者が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に購入したA重油及び灯油とする。

（支援金等）

第4条 支援金の支給は、対象期間の各月において、当該月の燃料平均価格が基準価格を越えた場合に行うものとする。

2 支援対象燃油の単位数当たりの支援金額（以下「支援金単価」という。）は、次に掲げる算式により算出された額（小数点第2位以下切捨て）を限度額とする。

$$\text{支援金単価（円／リットル）} = \left( \text{当該月の燃料平均価格（円／リットル）} - \text{基準価格（円／リットル）} \right) \times 1 / 2 \times 1 / 2 \text{ 以内}$$

3 支援金の額は、各月の支援対象燃油ごとに算出された支援金単価に当該月の支援対象燃油の購入量を乗じて得た額（1

円未満切捨て)の対象期間内の合計額とする。

- 4 前号の算出方法によって得た支援金の額が660円未満の場合は、支援金を支給しないものとする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者(以下「支給申請者」という。)は、支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出し、その申請をしなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 県対策事業実施要領第6の5に規定する実績報告書及び添付書類の写し
- (3) 県対策事業による支援金の確定通知書の写し
- (4) 支援金支給申請書兼請求書チェックリスト
- (5) 市内取組事業者の所在地が確認できる書類
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支給決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、必要に応じて調査等を行い、当該申請の内容を審査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査により、当該申請の内容が適当であると認められるときは、速やかに支援金の支給の決定(以下「支給決定」という。)をするものとする。

- 3 市長は、支給決定を行った支給申請者(以下「被支給決定者」という。)に対して、支援金支給決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するとともに、支援金を支給するものとする。

- 4 市長は、被支給決定者以外の者に対して、支援金不支給決定通知書(様式第4号)により、不支給の旨を通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第7条 市長は、被支給決定者が次のいずれかに該当するとき

は、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、支援金の支給を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、支給決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、支援金支給決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により、その旨を被支給決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金に関し、相当の期限を定めて支給されている支援金の返還を命ずることができる。

（雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月31日から施行する。